

水閘門操作員の安全確保を優先に！

～津波の恐れのある時などの操作方法を説明会にて周知～

水防法の一部改正により

操作説明会を通じ、操作員の安全確保について周知を図りました！

平成24年5月14日(月)、武雄市・北方支所にて開催されました、武雄市主催の水閘門等操作委託説明会において、操作員(代理人含む)約60名出席のもと、市担当者から操作委託契約の内容について説明が行われ、引き続いて、当事務所からの伝達事項として、「津波」の恐れがある時などの操作について説明を行い、内容の周知を図りました。

主な内容としては、「水防計画における水防活動従事者の安全配慮」を受け、「操作員の安全確保」のため、津波の恐れがある時の操作対応は、「現場での機側操作は行わない」、現場で作業を行っている場合は「閉鎖後、直ちに待避」、津波到達までに余裕がある場合は、河川管理者の判断により「操作方法の特例」にて「全閉操作」、そして「操作員の自己判断により待避」を行うなどの内容となっています。また、質疑応答では、市・操作員間の連絡体制の充実を求める声など、操作員からは色んな意見が出されました。

また、今回の水防法の一部改正は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による大規模な津波被害を受けたことにより、同年12月27日に施行されたもので、津波による操作を含めた操作規則の改訂については、当面の措置として現行の操作規則を運用していくことになっています。

なお、この操作説明は、今後も武雄市を皮切りに順次、5市3町の操作員に対し、内容の周知を図っていく予定です。



武雄河川事務所

★ 操作員の安全確保 ★

水防法の一部改正<平成23年12月27日施行>

○ 従来の水防法

「洪水」「高潮」に際し、水災を警戒、防御、これによる被害軽減を目的とし、水防組織、水防活動等の施策を中心に規定

東日本大震災による大規模な津波被害！

↓

○ 改正後の水防法

「津波」を水防法の目的に明記した上で、同法に基づく津波防災を推進(津波防災を含む水防活動全体の強化)

- 目的規定における津波の明記
- 水防計画における水防活動従事者の安全配慮
- 水防訓練の実施の拡大
- ……

※操作員の安全確保のために

○ 津波の恐れがある時の操作

- 現場での機側操作は、行わない。
- 現場で操作や点検・整備のために作業を行っている場合は、閉鎖後、直ちに待避
- 津波到達までに余裕がある場合は、河川管理者の判断により操作規則の「操作方法の特例」にて全閉操作
- 操作員の自己判断により待避

○ はん濫危険水位を上回る洪水・高潮時の操作

- 操作員の身に危険が及ぶ場合、河川管理者が操作の中断と避難を判断
- 危険が逼迫し一刻の猶予もない場合は、操作員の自己判断により待避
- 避難後も連絡体制は確保

<操作員さんへの配布資料>